平成18年６月13日

株　主　各　位

東京都中央区晴海１丁目８番12号
住商情報システム株式会社
代表取締役社長　阿　部　康　行

定時株主総会招集通知書

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、下記により当社平成18年３月期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、平成18年６月27日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1．日　時　平成18年６月28日（水曜日）午前10時

2．場　所　東京都中央区晴海１丁目８番12号
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーＺ８階　当社会議室
（末尾ご案内略図ご参照）

3．会議の目的事項

報告事項１　平成18年３月期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

報告事項２　平成18年３月期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第１号議案　平成18年３月期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定の件
第６号議案　退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

①各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

②電磁的方法により議決権を行使される場合には、次頁の【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、議決権をご行使ください。

5. 株主様へのお知らせ方法

本招集通知書添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.scs.co.jp/）において、掲載することによりお知らせいたします。

以　上

当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

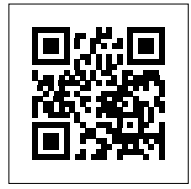

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成18年６月27日（火曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5以上又はNetscape6.2以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問合せ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合せくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　　住友信託銀行株式会社　証券代行部
【専用ダイヤル】　　0120-186-417（24時間受付）
＜住所変更等用紙の請求＞　　0120-175-417（24時間受付）
＜その他の照会＞　　0120-176-417（平日9：00～17：00）

添付書類

平成18年３月期(平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで)営業報告書

Ⅰ．営業の概況

1.企業集団の営業の経過及び成果

[全般的概況]

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などに支えられ、景気の回復がより鮮明になってまいりました。しかし、原油価格高騰の長期化や未だ不安定な中東情勢など懸念材料もあり、予断を許さない状況が続いております。

このような経済情勢の中、各企業は競争優位の実現、収益力の向上につながる経営戦略を実現するために情報システムを構築・活用する機会が増加し、意欲的なシステム投資が増えていることや金融機関を中心とした業界再編による特需等も見られ、昨年の低調さが改善されつつあり、ITの重要性は更に高まってきております。

[当期の業績]

こうした状況下、当社グループは顧客企業にとって真に有用なシステムとなり得る提案を進めた結果、売上が増加傾向にあり、確かな手応えを感じられるようになりました。しかしながら、依然として一部に不採算案件が見られるなど、当期の業績にマイナスの影響を与える事態もあり、期初予定していた利益を上げることができませんでした。こうした事態を真摯に受け止め、プロジェクトチェックの精度を高めるとともに、チェック体制の質的・量的拡充を進め、案件の採算及び品質管理を徹底してまいります。

一方、当社は将来を見据え、平成17年８月１日付にて住商エレクトロニクス株式会社と合併し、住友商事グループのIT分野における真の中核企業として新たな出発をしました。同時に両社の重複事業については、組織を一体化し、効率的な運営体制を構築しました。本合併により、従来以上に顧客基盤を強化するとともに、スピード感あるトータルソリューションを提供することが可能となっております。今後は当社事業基盤の拡充を目指し、両社合併によるビジネスシナジーを最大限発揮できるよう邁進していく所存です。

当連結会計年度の業績は住商エレクトロニクス株式会社との合併の影響もあり、売上高は前期比70.4%増の120,290百万円となりました。一方、利益面において

は、自社開発パッケージソフトウェア「ProActive E²」の製品ラインアップを拡充すべく、現在、前倒しで開発を進めており、そのソフトウェア開発費を計上した他、不採算案件による損失が発生しましたが、合併の影響もあり、経常利益は前期比31.7%増の6,716百万円となりました。また、当期純利益については、今後注力する事業分野をターゲットビジネスとして、経営資源の再配分を行った他、一連の改革による事業資産の見直しを行う等、様々な経営施策を実施した結果、特別利益及び特別損失が発生し、前期比12.2%減の2,722百万円となりました。

[当期の当社及び当社グループの取り組み]

上記のように、業績面では厳しい結果となりましたが、顧客企業のニーズにスピード感を持って対応するために、住商エレクトロニクス株式会社との合併以外に次の施策を実施しました。次年度以降もこれら施策を含めた新たな取り組みにチャレンジし、業容の拡大に向け注力してまいります。

(1) 事業基盤の強化

・組織改革、人事制度改編等の経営インフラ改革、事業資産の見直し等を進め、トップクラスのITサービス企業を目指し、成長力・競争力の強化を図ってまいりました。

・当社グループ企業との合併や当社グループ企業同士の統合により、経営資源の効率的活用と事業運営の効率化を進めてまいりました。

・全社の委託先管理業務を集中化し、業務委託費の低減と効率的運営を進めております。

・案件の採算管理を強化するため、従来のプロジェクトチェック制度に加え、見積り段階での採算チェックを行うための見積リスクチェック制度を導入しております。

(2) 戦略的事業投資

当期は、グループウェア市場で強い事業基盤を有するサイボウズ株式会社や各業界に精通した幅広い業務ノウハウを背景としたソフトウェア開発及びシステム運用管理等に強みを持つ株式会社クエスト、主に中堅企業向けにアウトソーシングを含むシステムインテグレーションや高度なJava開発技術・ERP導入に強みを持つ株式会社イーウェーヴと資本・業務提携をしました。次年度以降もパートナーシップを継続し、お互いの強みを活かした共同での事業展開をすることで、更なる事業基盤の拡充・強化を推進してまいります。

[企業集団の部門別概況]

事業部門別売上高

事業部門名称	前期(16/４～17/３)		当期(17/４～18/３)		前　期　比	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ソフトウェア開発	43,866	62.1	46,265	38.5	2,398	5.5
情　報　処　理	15,985	22.6	29,943	24.9	13,958	87.3
システム販売	10,734	15.2	44,081	36.6	33,346	310.6
合　　計	70,586	100.0	120,290	100.0	49,703	70.4

(ソフトウェア開発)

ソフトウェア開発については、大型開発案件の反動減があったものの、金融、通信業向けが増加した他、住商エレクトロニクス株式会社との合併もあり、5.5%増の46,265百万円となりました。

(情報処理)

情報処理については、一部案件が運用フェーズに入ったことによる増加に加え、住商エレクトロニクス株式会社との合併もあり、87.3%増の29,943百万円となりました。

(システム販売)

システム販売については、通信業向けが増加したことに加え、住商エレクトロニクス株式会社との合併による増加もあり、310.6%増の44,081百万円となりました。

[企業集団の設備投資及び資金調達の状況]

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備の増加の主なものとして、住商エレクトロニクス株式会社との合併に伴い、同社及び国内子会社の資産を引き継いでおります。

一方、設備の減少の主なものとして、平成18年２月の本社機能の統合による移転に伴う資産の除却、更には独身寮の売却等があります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

2.企業集団が対処すべき課題

わが国経済の情勢は、企業収益の改善により設備投資が増加し、個人消費も雇用・所得環境の改善等により回復基調が更に鮮明になっていくと予想されます。当業界におけるIT投資の需要につきましても、各企業の好調な業績を反映し、全体としては回復の動きが見えております。

当社は、このような環境の中、住商エレクトロニクス株式会社との合併によるビジネスシナジーを最大限に追求しつつ、事業基盤の拡充及び事業運営の効率化、収益性改善のスピードアップに努めるとともに、顧客企業にとって真に求められるパートナーとして、またトップクラスのITサービス企業を目指すため、以下の取り組みを行ってまいります。

(1) 事業領域の選択と集中

・重点分野におけるビジネス領域においてトッププレーヤーであり、また総合的に見てもITサービス業界においてトップクラスである、特色あるITサービス企業を目指してまいります。その目標の実現に向け、ターゲットビジネス領域への経営資源の重点配分を行ってまいります。

(2) 主力製品の販売強化

・ERP（統合基幹業務システム）パッケージソフトウェア分野については業界トッププレーヤーを目指してまいります。なかでも中堅企業向市場におきましては、自社開発ソフトウェアである「ProActive」をNo.１ERPとすべく、取り組んでまいります。次世代ERPパッケージソフトウェアの「ProActive E^2」に関しましては、既に販売を開始し、顧客企業から高いご評価をいただいております。しかしながら、現時点では全てのモジュールのラインアップが揃っておりません。平成18年度の前半には主要なモジュールのラインアップを揃えるとともに、ソフトウェアプロダクトとしての完成度を高め、更なる「ProActive」ブランドの浸透を強力に進めてまいります。

(3) 住友商事グループとの連携

・住友商事グループのITセンターとして様々なITサービスをワンストップにて企画・提供し、同グループとの連携を更に強化してまいります。
住友商事株式会社向けにおいては、米国、欧州の拠点への新システム導入に続き、中国、東南アジアの拠点への導入等グローバルなITサービスについて当社が主体となって進めております。更に住友商事株式会社のグループ企業向けには、住友商事株式会社の基幹システムと親和性の高い標準化されたシステムの導入を進めており、こちらも当社が主体となり展開しております。
更にグループ向けITシステム構築で獲得した経験・ノウハウを他の国内顧客向けに展開することにより、高付加価値のITサービスを提供してまいります。

(4) グローバル戦略の推進

・住友商事株式会社及び同グループ企業を始めとした顧客企業の海外拠点におけるITサポート体制を強化します。米国、欧州に加え、アジアでのサポート体制を確立し、そこで得た経験、オペレーション基盤をベースに、顧客企業の海外進出におけるITサービス支援を積極的に展開してまいります。更には、このグローバルなITサービス力を差別化要素として、ますます国際化する日本企業のITパートナーとしての当社のポジショニングを確立してまいります。また、中国を始めとした海外企業のリソース活用（オフショア開発）についても積極的に推進してまいります。最先端技術の発掘においても、当社のグローバルなインフラを利用するとともに、住友商事グループとの連携を図り、海外の先進技術を常にウォッチし、有用なものを当社のビジネス展開に取り込んでまいります。

(5) 品質管理・生産管理体制の強化

・平成18年３月期においては受注競争の激化やシステム開発要件の短納期化などにより不採算案件が生じ、業績にマイナスの影響を与えました。
これに対しまして、当社は各事業部門にプロジェクト監理室を新たに設置し、全社のプロジェクトチェックを統括する組織と併せ、プロジェクトチェック要員の質的・量的充実を図り、更なる体制の強化を整えました。これら体制の下、従前より運営してまいりました個別プロジェクトの採算チェック制度であるプロジェクトチェック制度、見積リスクチェック制度を更に拡充するとともに、制度に沿ったチェックを確実に行い、不採算案件の減少に向けてより一層のリスクマネジメントに努めてまいります。

(6) グループ力の強化

・当社は、当社の連結子法人等であるSCS・ITマネジメント株式会社を平成18年６月１日付で統合いたしました。両社が一体化することにより、経営資源の効率的活用を図るとともに、システムの運用・保守ビジネスにおいて、より高い付加価値を実現し、アウトソーシングビジネスの更なる拡充を目指してまいります。

3.企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	平成15年３月期 (14/４～15/３)	平成16年３月期 (15/４～16/３)	平成17年３月期 (16/４～17/３)	平成18年３月期 (17/４～18/３)
売　上　高（百万円)	74,134	76,675	70,586	120,290
経 常 利 益（百万円)	9,708	7,122	5,098	6,716
当期純利益（百万円)	5,005	3,978	3,100	2,722
１株当たり当期純利益(円)	113.25	90.01	70.93	53.29
総　資　産（百万円)	75,360	80,476	80,496	125,064
純　資　産（百万円)	63,822	67,052	68,965	94,763
１株当たり純資産(円)	1,462.93	1,537.49	1,582.54	1,746.78

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また１株当たり純資産は期末株式数により計算しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	平成15年３月期 (14/４～15/３)	平成16年３月期 (15/４～16/３)	平成17年３月期 (16/４～17/３)	平成18年３月期 (17/４～18/３)
売　上　高（百万円)	70,094	70,874	65,818	113,665
経 常 利 益（百万円)	9,081	6,936	5,316	5,964
当期純利益（百万円)	4,802	4,102	3,176	2,558
１株当たり当期純利益(円)	108.59	92.86	72.67	50.06
総　資　産（百万円)	74,244	78,928	79,132	122,578
純　資　産（百万円)	63,433	66,842	68,834	93,929
１株当たり純資産(円)	1,454.02	1,532.66	1,579.53	1,731.41

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また１株当たり純資産は期末株式数により計算しております。

Ⅱ．企業集団及び会社の概況（平成18年３月31日現在）

1.企業集団の主な事業の内容

ソフトウェア開発、情報処理及びシステム販売

2.企業集団の主要な事業所

(1) 当社

東京本社（中央区）	関西支社（豊中市）
中部支社（名古屋市）	九州支社（福岡市）
広島支店（広島市）	
東京第１センター（江東区）	東京第２センター（江戸川区）
大阪センター（大阪市）	
上海駐在員事務所（中国　上海）	

(2) 子法人等

	本社所在地
Sumisho Computer Systems(USA),Inc.	(米国　ニューヨーク州)
SCSソリューションズ株式会社	(東京都中央区)
SUMISHO COMPUTER SYSTEMS(EUROPE)LTD.	(英国　ロンドン)
SCS・ITマネジメント株式会社	(東京都中央区)
イー・コマース・テクノロジー株式会社	(東京都中央区)
株式会社ビリングソフト	(東京都江東区)
Curl,Incorporated	(米国　マサチューセッツ州)
株式会社カール	(東京都中央区)
ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン株式会社	(東京都中央区)
住エレ・ビジネスサポート株式会社	(東京都千代田区)

(注) 1. SCSソリューションズ株式会社の上記住所は登記上の住所であり、現住所は東京都江東区であります。
2. 住エレ・ビジネスサポート株式会社は、平成18年４月28日の臨時株主総会の決議により、SCSビジネスサポート株式会社に商号変更しております。また上記住所は登記上の住所であり、商号変更と同時に東京都中央区に変更しております。なお、現住所は東京都江東区であります。

3.株式等の状況

(1) 会社が発行する株式の総数　200,000,000株

(注) 平成17年８月１日付で、住商エレクトロニクス株式会社と合併したことに伴い会社が発行する株式の総数を100,000,000株から200,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数　54,291,447株

(注) 平成17年８月１日付で、住商エレクトロニクス株式会社と合併したことに伴い発行済株式の総数は10,702,838株増加し、54,291,447株となっております。

(3) 株主数　12,894名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況 持株数	(出資比率)	当社の大株主への出資状況 持株数	(出資比率)
	株	(%)	株	(%)
住友商事株式会社	30,254,359	(55.73)	—	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,481,400	(2.73)	—	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,266,100	(2.33)	—	
日商エレクトロニクス株式会社	1,141,648	(2.10)	—	
住商情報システム従業員持株会	730,174	(1.34)	—	
日本証券金融株式会社	605,400	(1.12)	—	
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	590,000	(1.09)	—	
エイチエスビーシー バンク ピーエルシー クライアンツ ユーケー タックス トリーティー	564,370	(1.04)	—	
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	412,800	(0.76)	—	
ユニオン バンケ プリベ ルクセンブルグ エスエー 497200	402,700	(0.74)	—	

4.自己株式の取得、処分等及び保有

(1) 前決算期における保有株式

普通株式 15,878株

(2) 取得株式

普通株式 39,018株

取得価額の総額 147百万円

(3) 処分株式

普通株式 1,120株

処分価額の総額 4百万円

(4) 失効手続きをした株式

普通株式 ― 株

(5) 決算期における保有株式

普通株式 53,776株

(注) 平成17年８月１日付で住商エレクトロニクス株式会社と合併したことに伴い、同社が保有していた住商情報システム株式（35,200株、取得価額138百万円）が、(2) 取得株式に含まれております。

5.企業結合の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は住友商事株式会社であり、当期末において同社は当社の株式を30,254千株（出資比率55.73%）保有しております。

(2) 重要な子法人等の状況

会　　社　　名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
Sumisho Computer Systems(USA),Inc.	US$3,000千	100.00 %	ソフトウェア開発及び情報処理
SCSソリューションズ株式会社	50百万円	100.00	ソフトウェア開発
SUMISHO COMPUTER SYSTEMS(EUROPE)LTD.	Stg£1,400千	100.00	ソフトウェア開発
SCS・ITマネジメント株式会社	400百万円	100.00	情報処理及びシステム販売
イー・コマース・テクノロジー株式会社	75百万円	50.00	ソフトウェア開発
株式会社ビリングソフト	100百万円	51.00	情報処理(ネットワークサービス)
Curl,Incorporated	US$500千	100.00	ソフトウェア開発(開発言語「Curl」の研究・開発)
株　式　会　社　カ　ー　ル	10百万円	100.00	システム販売(開発言語「Curl」の販売)
ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン株式会社	194百万円	57.10	ソフトウェア開発(オープンソースソフトウェアコンサルティング)
住エレ・ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.00	当社管理業務の受託及びサプライ品の販売業務等

(3) 企業結合の経過

① 平成17年８月１日付で当社と住商エレクトロニクス株式会社が合併したことに伴い、住エレシステム株式会社及び住エレ・ビジネスサポート株式会社の２社が新たに当社の連結子法人等に、他２社が新たに当社持分法適用会社となりました。

② 平成17年12月１日付で、当社は株式会社SCSファイナンシャル・コンサルティングを吸収合併いたしました。
③ 平成18年１月１日付で、当社の連結子法人等である九州住商情報システム株式会社と住エレシステム株式会社が合併し、SCSソリューションズ株式会社となりました。
④ 平成18年３月23日付で、当社は住友商事株式会社が所有する当社連結子法人等であるSCS・ITマネジメント株式会社の株式を取得し、同社を当社100%出資の連結子法人等としました。なお、平成18年６月１日付にて当社はSCS・ITマネジメント株式会社を吸収合併いたしました。
⑤ 平成18年４月28日の臨時株主総会の決議により、住エレ・ビジネスサポート株式会社はSCSビジネスサポート株式会社に商号変更いたしました。

(4) 企業結合の成果
連結子法人等は10社、持分法適用会社は４社であります。
当期の連結売上高は、120,290百万円、連結純利益は、2,722百万円となりました。

6.企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員

従業員数	対前期末増減
3,043名	864名増

(2) 当社の従業員

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
2,332名	719名増	35歳11か月	10年５か月

7.取締役及び監査役

氏　　名	会社における地位	担当又は主な職業
西　條　　温	※1取締役会長	
阿　部　康　行	※1取締役社長	
石　坂　信　彦	※1取　締　役	
桜　井　英　一	取　締　役	
大　槻　光　博	取　締　役	
油　谷　　泉	取　締　役	
福　永　哲　弥	取　締　役	
大　澤　善　雄	※2取　締　役	住友商事株式会社執行役員　ネットワーク事業本部長
藤　原　　尚	監　査　役	
丸　岡　醇　也	監　査　役	
笹　山　比佐夫	※3監　査　役	
福　元　哲　朗	※3監　査　役	
山　本　　勲	※3監　査　役(非常勤)	住友商事株式会社顧問

(注) 1. ※1印は代表取締役であります。
2. ※2印は法令に定める社外取締役であります。
3. ※3印は法令に定める社外監査役であります。

当期中の異動

(1)新任者

平成17年６月28日就任

西　條　　温（取締役会長）　　石　坂　信　彦（取締役）
大　槻　光　博（取締役）　　油　谷　　泉（取締役）
福　永　哲　弥（取締役）　　藤　原　　尚（監査役）
笹　山　比佐夫（監査役）

平成17年８月１日就任

桜　井　英　一（取締役）

(2)退任者

平成17年６月28日退任

藤　原　　尚（専務取締役）　　塚　本　恒比呂（監査役）

平成17年８月１日退任

中　川　惠　史（取締役）

当期末における執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	会社における地位	担当又は主な職業
阿部康行	※ 社長執行役員	
石坂信彦	※ 常務執行役員	コーポレート部門長
桜井英一	※ 常務執行役員	SSEカンパニー社長
大槻光博	※ 常務執行役員	SCSカンパニー社長補佐、ProActive事業部長
油谷　泉	※ 執行役員	経営改革担当、コーポレート部門長補佐、企画グループ長、生産技術グループ長
鎌田裕彰	執行役員	SCSカンパニー産業システム事業部長
福永哲弥	※ 執行役員	経営改革担当、コーポレート部門長補佐、法務・リスク管理グループ長、企画グループ副グループ長
四宮幹雄	執行役員	中部支社担当
藤井　謙	執行役員	SCSカンパニー金融システム事業部長
猪股恭次	執行役員	SCSカンパニー社長補佐、SSEカンパニー社長補佐
中村圭吾	執行役員	関西支社長、SCSカンパニー関西事業部長
玉置健二	執行役員	SCSカンパニー社長補佐、SSEカンパニーセキュリティソリューション事業部長
高山昇一	執行役員	SSEカンパニーネットワークソリューション第二事業部長
露口　章	執行役員	SSEカンパニー社長補佐、SSEカンパニーネットワークソリューション第一事業部長
近藤　材	執行役員	総務人事グループ長、住エレ・ビジネスサポート株式会社社長
杉橋　剛	執行役員	SCSカンパニーエンタープライズ・ソリューション事業部長
中谷光一郎	執行役員	総務人事グループ副グループ長、人事部長
淵本正昭	執行役員	関西支社副支社長
池田良章	執行役員	情報システムグループ長、住エレ・ビジネスサポート株式会社副社長
萩尾　富	執行役員	SCSカンパニーProActive事業部副事業部長、九州支社担当、SCSソリューションズ株式会社社長
伊藤昌樹	執行役員	SSEカンパニーライフサイエンス事業部長
小島　收	執行役員	財務経理グループ長、財務経理部長

氏　　名	会社における地位	担 当 又 は 主 な 職 業
小　川　和　博	執 行 役 員	SCSカンパニーエス・シー・ソリューション事業部長、海外システム統括部長、SCS・ITマネジメント株式会社社長
栗　本　重　夫	執 行 役 員	SSEカンパニー社長補佐、SCSカンパニーIT基盤ソリューション事業部長、マイクロソフトソリューション部長
大　吉　哲　夫	執 行 役 員	SCSカンパニー金融システム事業部副事業部長
印　南　　淳	執 行 役 員	SCSカンパニー産業システム事業部副事業部長
新　海　立　明	執 行 役 員	SSEカンパニーエンジニアリングソリューション事業部長

(注)　※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

8.会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

46百万円

(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

40百万円

(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

39百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(備考)　百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**74,084**	**流動負債**	**26,724**
現金及び預金	4,658	支払手形及び買掛金	14,828
受取手形及び売掛金	29,841	未払法人税等	2,100
有価証券	1,899	その他	9,795
たな卸資産	5,761		
繰延税金資産	1,717	**固定負債**	**3,062**
預け金	26,800	繰延税金負債	2,253
その他	3,408	退職給付引当金	459
貸倒引当金	△ 1	役員退職慰労引当金	206
固定資産	**50,979**	賃貸保証金	111
有形固定資産	**29,173**	その他	31
建物及び構築物	12,033	**負債合計**	**29,786**
器具及び備品	2,471		
土地	14,667	（少数株主持分）	
無形固定資産	**2,927**	**少数株主持分**	**514**
連結調整勘定	365		
その他	2,562	（資本の部）	
投資その他の資産	**18,878**	**資本金**	**21,152**
投資有価証券	16,774	**資本剰余金**	**31,299**
長期前払費用	208	**利益剰余金**	**37,450**
賃借保証金	1,696	**その他有価証券評価差額金**	**5,142**
繰延税金資産	90	**為替換算調整勘定**	△ **86**
その他	342	**自己株式**	△ **195**
貸倒引当金	△ 233	**資本合計**	**94,763**
資産合計	**125,064**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**125,064**

連結損益計算書

（自平成17年４月１日 至平成18年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		120,290
売上原価		99,057
売上総利益		**21,232**
販売費及び一般管理費		14,701
営業利益		**6,531**
営業外収益		
受取利息	64	
受取配当金	31	
持分法による投資利益	48	
その他	121	266
営業外費用		
支払利息	1	
その他	79	81
経常利益		**6,716**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,260	
その他	7	1,267
特別損失		
固定資産除却損	584	
固定資産売却損	323	
ソフトウェア一時償却額	1,271	
投資有価証券評価損	60	
早期特別退職金	640	
事務所移転費用	140	
訴訟和解金	75	
その他	22	3,118
税金等調整前当期純利益		**4,864**
法人税、住民税及び事業税	2,312	
法人税等調整額	△ 329	
少数株主利益	159	2,142
当期純利益		**2,722**

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

連結子法人等

子法人等10社については、すべて連結しております。

Sumisho Computer Systems(USA),Inc.	SUMISHO COMPUTER SYSTEMS(EUROPE)LTD.
SCS・ITマネジメント㈱	イー・コマース・テクノロジー㈱
㈱ビリングソフト	Curl,Incorporated
㈱カール	ヴィーエー・リナックス・システムズ・ジャパン㈱
SCSソリューションズ㈱(※1)	住エレ・ビジネスサポート㈱(※2)

(※1) 平成17年８月１日に住商エレクトロニクス㈱との合併に伴い子法人等となったため、同日より、連結の範囲に含めております。
なお、平成18年１月１日に当社連結子法人等である九州住商情報システム㈱と合併し、住エレシステム㈱から商号変更しております。

(※2) 平成17年８月１日に住商エレクトロニクス㈱との合併に伴い子法人等となったため、同日より、連結の範囲に含めております。

なお、連結子法人等である㈱SCSファイナンシャル・コンサルティングは、平成17年12月１日付で当社と合併いたしました。

２．持分法の適用に関する事項

関連会社４社については、すべて持分法を適用しております。

エイネット㈱	㈱パイオニア・ソフト
㈱コンポーネントスクエア(※)	㈱ヒューリンクス(※)

(※) 平成17年８月１日に住商エレクトロニクス㈱との合併に伴い、持分法適用会社となったため、同日より、両社を持分法適用会社としております。

３．連結子法人等の事業年度等に関する事項

Sumisho Computer Systems(USA),Inc.、SUMISHO COMPUTER SYSTEMS(EUROPE)LTD.、㈱ビリングソフト及びCurl,Incorporatedの決算日は12月31日であり、当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、平成17年１月１日から平成17年12月31日の財務諸表を基礎としております。また、同決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

商　　品……主として個別法による低価法

仕　掛　品……個別法による原価法

③ デリバティブ取引……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……当社及び国内連結子法人等については主として定額法を採用し、在外連結子法人等については定率法を採用しております。

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産……定額法

③ 長期前払費用……定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

なお、数理計算上の差異の処理年数は、５年であります。

ただし、被合併会社である住商エレクトロニクス㈱の旧退職金制度に係る部分については、13年であります。

また、平成18年３月31日付で被合併会社　住商エレクトロニクス㈱から引き継いだ退職金制度と統合し、新しい退職金制度を採用いたしました。これに係る過去勤務債務の費用処理年数は５年であります。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段と対象……ヘッジ手段　　為替予約取引
ヘッジ対象　　外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑤ その他……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

５．連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

６．連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、５年間の均等償却としております。ただし、金額が僅少であり重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

７．商法施行規則第200条の規定に基づき、連結計算書類を作成しております。

連結貸借対照表注記事項

１．有形固定資産の減価償却累計額　　11,729百万円

２．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書注記事項

１．１株当たり当期純利益　　53円29銭

２．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月12日

住商情報システム株式会社

取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河 合 利 治 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 邦 仁 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉 浦 宏 明 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、住商情報システム株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い住商情報システム株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果
会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成18年５月17日

住商情報システム株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　藤　原　　尚　㊞
監　査　役（常勤）　丸　岡　醇　也　㊞
監　査　役（常勤）　笹　山　比佐夫　㊞
監　査　役（常勤）　福　元　哲　朗　㊞
監　査　役　　山　本　　勲　㊞

（注）　監査役（常勤）笹山比佐夫、監査役（常勤）福元哲朗及び監査役山本勲は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**70,244**	**流動負債**	**25,650**
現金及び預金	2,808	支払手形	824
受取手形	633	買掛金	14,459
売掛金	27,887	未払金	2,180
有価証券	1,899	未払費用	1,941
商品	3,531	未払法人税等	1,760
仕掛品	2,031	未払消費税等	831
貯蔵品	16	前受金	3,515
前渡金	251	預り金	134
前払費用	1,711	その他	3
繰延税金資産	1,546		
預け金	26,600	**固定負債**	**2,998**
債権信託受益権	99	繰延税金負債	2,253
その他	1,225	退職給付引当金	343
固定資産	**52,334**	役員退職慰労引当金	190
有形固定資産	**28,758**	賃貸保証金	210
建物	11,860	**負債合計**	**28,649**
構築物	13		
器具及び備品	2,354	（資本の部）	
土地	14,530	**資本金**	**21,152**
無形固定資産	**2,412**	**資本剰余金**	**31,299**
ソフトウェア	2,365	資本準備金	31,299
電話加入権	41	**利益剰余金**	**36,530**
施設利用権	5	利益準備金	660
投資その他の資産	**21,163**	任意積立金	23,818
投資有価証券	16,502	プログラム準備金	502
関係会社株式	2,896	特別償却準備金	6
従業員長期貸付金	7	別途積立金	23,310
更生債権等	131	当期未処分利益	12,051
長期前払費用	187	**その他有価証券評価差額金**	**5,142**
賃借保証金	1,488	**自己株式**	△ **195**
会員権	183	**資本合計**	**93,929**
貸倒引当金	△ 233		
資産合計	**122,578**	**負債及び資本合計**	**122,578**

損益計算書

（自平成17年４月１日 至平成18年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		113,665
売上原価		95,001
売上総利益		**18,664**
販売費及び一般管理費		13,085
営業利益		**5,578**
営業外収益		
受取利息及び配当金	331	
雑収入	107	438
営業外費用		
雑損失	52	52
経常利益		**5,964**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,260	
その他	6	1,267
特別損失		
固定資産除却損	576	
固定資産売却損	323	
ソフトウェア一時償却額	1,271	
投資有価証券評価損	73	
子会社株式消却損	11	
早期特別退職金	640	
事務所移転費用	140	
訴訟和解金	75	
その他	10	3,122
税引前当期純利益		**4,108**
法人税、住民税及び事業税	1,871	
法人税等調整額	△ 321	1,550
当期純利益		**2,558**
前期繰越利益		10,859
合併による未処理損失受入額		660
中間配当額		705
自己株式処分差損		1
当期未処分利益		**12,051**

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 満期保有目的の債券……償却原価法
(2) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
(3) その他有価証券
① 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
② 時価のないもの……移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法
(1) 商　　品……個別法による低価法
(2) 仕 掛 品……個別法による原価法
(3) 貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

３．デリバティブ取引の評価基準……時価法

４．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産……定額法
(2) 無形固定資産
① 市場販売目的のソフトウェア……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
② 自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。
③ その他の無形固定資産……定額法
(3) 長期前払費用……定額法

５．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金……一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当営業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生の翌営業年度より費用処理しております。

なお、数理計算上の差異の処理年数は５年であります。ただし、被合併会社住商エレクトロニクス㈱の旧退職金制度に係る部分は13年であります。
また、平成18年３月31日付で被合併会社住商エレクトロニクス㈱から引き継いだ退職金制度と統合し、新しい退職金制度を採用いたしました。これに係る過去勤務債務の費用処理年数は５年であります。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

６．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段と対象……ヘッジ手段　　為替予約取引
ヘッジ対象　　外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

８．その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

貸借対照表注記

１．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,644百万円
短期金銭債務	1,493百万円
長期金銭債権	1,241百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　11,346百万円

３．貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。

４．主な外貨建資産

関係会社株式	735百万円(US$3,500千ほか)

５．商法施行規則第124条第３号の規定により配当が制限される純資産額　5,142百万円

損益計算書注記

１．関係会社との取引

売　上　高	15,929百万円
仕　入　高	10,382百万円

２．１株当たり当期純利益　50円６銭

利　益　処　分　案

	円
当　期　未　処　分　利　益	**12,051,623,704**
プログラム準備金取崩額	79,000,000
特別償却準備金取崩額	5,066,360
計	12,135,690,064
これを次のとおり処分します。	
利益配当金 （1株当たり13円00銭）	705,089,723
取締役賞与金	22,000,000
次期繰越利益	11,408,600,341

(注) 1. 平成17年12月９日に705,101,111円（１株当たり13円00銭）の中間配当を実施しました。
2. プログラム準備金及び特別償却準備金の取崩額は租税特別措置法に基づくものであります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月12日

住商情報システム株式会社

取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河　合　利　治	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三　浦　邦　仁	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉　浦　宏　明	㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、住商情報システム株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第38期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。

また、会計監査人から監査に関する報告と説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2．監査の結果

(1) 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書（会計に関する部分を除く。）は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書（会計に関する部分を除く。）は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月17日

住商情報システム株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　藤　原　　尚　㊞

監　査　役（常勤）　丸　岡　醇　也　㊞

監　査　役（常勤）　笹　山　比佐夫　㊞

監　査　役（常勤）　福　元　哲　朗　㊞

監　査　役　　山　本　　勲　㊞

（注）　監査役（常勤）笹山比佐夫、監査役（常勤）福元哲朗及び監査役山本勲は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権行使についての参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　平成18年３月期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付の「平成18年３月期営業報告書」30頁記載のとおりであります。利益処分は、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案して行うこととといたしたく、利益配当金につきましては、１株当たり13円（昨年12月支払の中間配当額１株当たり13円を含め、年間配当額１株当たり26円）とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1．　変更の理由

(1) 会社法（平成17年法律第86号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除修正など所要の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限することを可能とするよう、定款第10条に所要の規定を新設するものであります。

(3) 経営判断をより機動的に行うため、取締役会の書面決議を可能とするよう、定款第26条第２項に所要の規定を新設するものであります。

(4) 機動的な配当政策を図るため、株主総会の決議によらず剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、定款第38条に所要の規定を新設するものであります。

(5) 公告閲覧の利便性の向上と公告費用の削減を図るため、電子公告を採用するよう、不測の事態に備え予備的な公告方法の規定と併せて、定款第５条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
住商情報システム株式会社定款 第１章　総　　則	住商情報システム株式会社定款 第１章　総　　則
第１条（商　号） 当会社は、住商情報システム株式会社と称し、英文ではSumisho Computer Systems Corporationと表示する。	第１条（商　号） （現行どおり）
第２条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都中央区に置く。	第２条（本店の所在地） （現行どおり）
第３条（目　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸 2. 情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸 3. 情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸 4. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業 5. 電気通信工事業及び電気工事業 6. 電気通信事業法に基づく登録通信事業又は届出通信事業 7. 労働者派遣事業 8. 広告宣伝業及び出版業 9. 著作権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介 10. 不動産の取得、処分、保守、管理、仲介、リース及び賃貸	第３条（目　的） （現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
11. 金銭の貸付、債務の保証、債権の買取り、為替取引及び有価証券の保有、運用、売買 12. 債権流動化・証券化の企画及び当該証券の販売 13. 私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用 14. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング 15. その他前各号に付帯関連する一切の業務	
（新　設）	第４条（機　関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第４条（公告の方法） 当会社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第５条（株式の総数） 当会社が発行する株式の総数は、２億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。
第６条（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第７条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第８条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第７条（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 2　当会社は、１単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	第９条（単元株式の数及び単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。 2　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式数に係る株券を発行しない。
（新　設）	第10条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第８条（単元未満株式の買増し） 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。	第11条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。
第９条（株券の種類） 当会社の株券の種類については、取締役会で定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第10条（株式の取扱い） 株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める。	（削　除）
第11条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 （新　設）	第12条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第12条（株主名簿の備置場所） 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（削　除）
第13条（基準日） 当会社は、毎営業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2　前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	第13条（基準日） （削　除） 定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、取締役会において臨時に基準日を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第14条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第14条（招　集） 定時株主総会は、毎年６月に招集する。 ２　前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。	第15条（招　集） （現行どおり）
（新　設）	第16条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
第15条（招集者及び議長） 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれに代わる。	第17条（招集者及び議長） （現行どおり）
（新　設）	第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条（決議要件） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の有する議決権の過半数で行う。	第19条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
2　商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数で行う。	2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。	第20条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役、取締役会及び執行役員	第４章　取締役、取締役会及び執行役員
第18条（取締役の選任） （新　設） 取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第21条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。 2　補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。	第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （現行どおり）
第20条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を定める。 2　取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。	第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第21条（取締役会） 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
2　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削　除）
3　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。	（削　除）
（新　設）	第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 2　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第27条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第22条（取締役の報酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	第28条（取締役の報酬） 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第23条（執行役員及び役付執行役員） 取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。 2　取締役会の決議により、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。	第29条（執行役員及び役付執行役員） 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規程による。 2　取締役会は、その決議によって社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第24条（監査役の選任） （新　設） 監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第30条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第25条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。 2　補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。	第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第26条（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。 2　監査役は、互選をもって常任監査役を定めることができる。	第32条（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 （現行どおり）
第27条（監査役会） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第33条（監査役会の招集通知） （現行どおり） 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（新　設）	第34条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新　設）	第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第28条（監査役の報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	第36条（監査役の報酬） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第29条（営業年度） 当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第37条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（新　設）	第38条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第39条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第30条（利益配当） 利益配当金は、毎営業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。	（削　除）
第31条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年９月末現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行うことができる。	（削　除）
第32条（配当金等の除斥期間） 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第40条（配当金等の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営陣強化のため３名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当会社株式数
1	西條　温 (昭和17年７月24日生)	昭和40年４月　住友商事株式会社入社 平成５年６月　同社取締役 米国住友商事会社副社長 平成７年６月　住友商事株式会社メディア事業本部長 平成９年４月　同社常務取締役 平成12年４月　同社情報産業部門統括役員 平成13年４月　同社専務取締役　米州総支配人 米国住友商事会社社長 平成14年４月　住友商事株式会社取締役副社長 平成15年４月　同社取締役　副社長執行役員 平成15年６月　同社副社長執行役員 平成17年４月　当社顧問 平成17年６月　代表取締役会長（現職）	10,800株
2	阿部康行 (昭和27年４月17日生)	昭和52年４月　住友商事株式会社入社 平成10年８月　Presidio Venture Partners, LLC社長兼任 平成10年10月　Sumitronics Inc.社長兼任 平成13年８月　米国住友商事会社情報産業部門長兼任 平成14年４月　住友商事株式会社理事 住商エレクトロニクス株式会社顧問 平成14年６月　同社代表取締役社長 平成16年６月　当社取締役兼任 平成17年４月　代表取締役社長（現職） 社長執行役員（現職） 住商エレクトロニクス株式会社取締役兼任	6,052株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当社株式数
3	石坂信彦 (昭和21年11月２日生)	昭和44年４月　住友商事株式会社入社 平成11年４月　同社理事 平成12年６月　当社監査役兼任 平成14年７月　住友商事株式会社人材・情報グループ長補佐 平成15年６月　当社取締役　エス・シー・ソリューション事業部長 平成16年６月　ビジネス・バリュー開発事業グループ長 平成17年１月　執行役員 平成17年４月　常務執行役員（現職） 法務・リスク監理グループ長 情報セキュリティ担当 平成17年５月　コーポレート部門統括 平成17年６月　代表取締役（現職） 平成17年８月　コーポレート部門長（現職）	2,500株
4	桜井英一 (昭和18年４月10日生)	昭和37年４月　住友原子力工業株式会社入社 昭和38年９月　住友商事株式会社入社 昭和56年１月　住商エレクトロニクス株式会社大阪支店長 昭和57年６月　同社取締役 平成元年６月　同社常務取締役 平成９年９月　同社専務取締役 平成15年２月　同社専務執行役員 平成15年６月　同社代表取締役専務 平成16年６月　同社代表取締役 平成17年４月　同社代表取締役社長 平成17年８月　当社取締役（現職） 常務執行役員（現職） SSEカンパニー社長 平成18年４月　支社担当（現職） プラットフォームソリューション事業部門長（現職）	11,410株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当社株式数
5	大槻光博 (昭和20年11月12日生)	昭和44年４月　住友商事株式会社入社 平成10年６月　当社監査役兼任 平成12年４月　住友商事株式会社業務グループ長付　兼IT企画推進部長 平成12年６月　当社取締役　システム・マネジメント事業部長 平成13年６月　産業システム第一事業部長 平成15年６月　ネットワーク・ソリューション事業部長 平成16年４月　IT基盤ソリューション事業部長 平成16年６月　常務取締役 エス・シー・ソリューション事業部長 平成17年１月　常務執行役員（現職） 平成17年４月　ProActive事業部長 平成17年６月　取締役（現職） 平成18年４月　ERPソリューション事業部門長（現職）	4,100株
6	油谷泉 (昭和24年２月22日生)	昭和44年４月　ダイハツディーゼル株式会社入社 昭和47年９月　当社入社 平成12年６月　ネットワーク・ソリューション事業部副事業部長 平成13年６月　取締役　ネットワーク・マネジメント事業部副事業部長 平成14年６月　ネットワーク・マネジメント事業部長 平成14年10月　ネットワーク・ソリューション事業部長 平成15年６月　産業システム第一事業部長 平成17年１月　執行役員 平成17年４月　経営改革担当 平成17年５月　経営企画グループ長 平成17年６月　生産技術担当 品質管理担当 平成17年６月　取締役（現職） 平成17年８月　企画グループ長 生産技術グループ長（現職） 平成18年４月　常務執行役員（現職） ビジネス開発事業部門長（現職）	2,333株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当会社株式数
7	福永哲弥 (昭和35年２月１日生)	昭和58年４月　日本長期信用銀行入行 平成11年10月　チェースマンハッタン銀行コーポレート＆インヴェストメントバンキンググループバイスプレジデント 平成12年６月　ライコスジャパン株式会社CFO 平成14年12月　住商エレクトロニクス株式会社顧問 平成15年２月　同社取締役　常務執行役員経営支援本部長 平成16年４月　同社コーポレート部門長 平成17年４月　当社執行役員（現職）経営改革担当 住商エレクトロニクス株式会社取締役兼任 平成17年５月　当社事業推進グループ長 平成17年６月　取締役（現職） 平成17年８月　法務・リスク管理グループ長(現職) 企画グループ副グループ長 平成18年４月　企画グループ長（現職）	1,360株
8	鎌田裕彰 (昭和25年７月23日生)	昭和49年４月　当社入社 平成14年４月　産業システム第一事業部長補佐 平成17年４月　執行役員 産業システム第一事業部長 平成17年８月　産業システム事業部長（現職） 平成18年４月　常務執行役員（現職） 産業システム事業部門長（現職）	1,000株
9	小島収 (昭和23年４月25日生)	昭和46年４月　住友商事株式会社入社 平成11年６月　当社監査役兼任 平成15年５月　住友商事株式会社フィナンシャル・リソーシズグループ長補佐 平成16年６月　当社理事 財務経理グループ長（現職） 平成17年４月　執行役員（現職）	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当会社株式数
10	大澤善雄 (昭和27年１月22日生)	昭和50年４月　住友商事株式会社入社 平成11年９月　同社エレクトロニクス本部電子材部長 平成15年４月　同社理事　ネットワーク事業本部長（現職） 住商エレクトロニクス株式会社取締役兼任 平成15年６月　当社取締役兼任（現職） 日商エレクトロニクス株式会社取締役兼任（現職） 平成17年４月　住友商事株式会社執行役員(現職)	なし
11	鳥山悟 (昭和26年11月27日生)	昭和50年４月　住友商事株式会社入社 平成14年７月　同社人材・情報グループSIGMA21推進部長 平成16年７月　同社人材・情報グループIT企画推進部長（現職）	なし

(注) 1. 各候補者と当会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、大澤善雄氏及び鳥山　悟氏は、法令に定める社外取締役の候補者であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役の丸岡醇也、福元哲朗の両氏は、本総会終結の時をもって監査役を退任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の法人等の代表状況を含む)	所有する当会社株式数
林正俊 (昭和31年１月20日生)	昭和53年４月　住友商事株式会社入社 平成14年４月　同社メディア事業本部映像メディア事業部長 平成15年３月　同社情報産業事業部門情報産業総括部長（現職） 平成17年４月　同社理事（現職）	なし

(注) 1. 候補者と当会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の林　正俊氏は、法令に定める社外監査役の候補者であります。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成５年６月29日開催の平成５年３月期定時株主総会において、月額14百万円以内としてご承認いただいておりますが、会社法の施行に伴い賞与の取扱いが変更になったことから、適時適切な報酬の設計を可能にするため、下記内容への改定をお願いするものであります。現在の取締役は８名でございますが、第３号議案のご承認が得られますと11名となります。

記

取締役の報酬は、１事業年度につき360百万円を上限とし、報酬の種類、具体的な額及び配分ならびに支給時期（当該事業年度に属する日に限定されない）その他の支給方法については、取締役会に一任する。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

平成17年８月１日をもって取締役を退任された中川惠史氏並びに本総会終結の時をもって監査役を退任される丸岡醇也、福元哲朗の両氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、また、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任される取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
中　川　惠　史	平成７年６月　常務取締役 平成８年６月　代表取締役常務取締役 平成９年６月　代表取締役専務取締役 平成13年６月　代表取締役副社長 平成15年６月　代表取締役社長 平成17年４月　取締役
丸　岡　醇　也	平成15年６月　監査役（常勤）
福　元　哲　朗	平成16年６月　監査役（常勤）

以　上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内略図

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーＺ８階　当社会議室

（所在地：東京都中央区晴海１丁目８番12号）